

入札参加資格等特記事項

1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）の企業形態等

(1) 入札参加希望者の形態は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、複数の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型）（以下「甲型ＪＶ」という。）又は各構成員が、それぞれの分担した工事について責任をもって施工する分担施工方式（乙型）（以下「乙型ＪＶ」という。）とする。

(2) 共同企業体について

① 基本的事項

ア 共同企業体の結成は任意によるものとし、入札時において協定等の締結がなされていなければならない。（入札時に内訳書の提出とともに協定書の写しを提出すること。）

イ 共同企業体は代表企業（以下「代表者」という。）を定めなければならないものとし、代表者は、特定建設業許可を有している者でなければならない。ただし、竹原市に主たる営業所（本店）を有する者については、これによらない場合もある。

ウ 代表者は解散後であっても、本業務の成果等に関して、市から要請等があった場合は適切に対応すること。

エ 共同企業体として定めた名称は、原則として全ての手続き（電子入札における入札者名、工事費内訳書の作成者等のほか、入札に係る全ての書類の作成等）において使用しなければならない。

オ 入札後、契約日の前日までに共同企業体を構成することができなくなった場合は、落札候補者となった場合であっても契約を辞退しなければならないものとし、構成員の変更も認めない。

② 共同企業体とする場合の技術者の配置

ア 配置予定技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者であること。

イ 配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の竹原市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

③ 共同企業体の構成員等

ア 甲型ＪＶを構成する場合は3者以内とし、代表者の出資割合は、最大でなければならない。

イ 乙型ＪＶを構成する場合は6者以内とし、代表者は、建築一式工事を有する者とする。また、代表者の出資割合は、最大でなければならない。

ウ 共同企業体の構成員には、必ず竹原市内に主たる営業所（本店）を有する者が、1者以上いなければならない。なお、竹原市内に主たる営業所を有する者がいない共同企業体の入札は、無効とする。

エ 甲型ＪＶの構成員は、建築工事業の建設業許可を有する者とする。

オ 乙型ＪＶの構成員は、建築工事業又は電気工事業又は管工事業の建設業許可を有する者とする。

- カ 乙型JVには、分担工事の代表者（以下「責任企業」という。）を設けなければならない。
- キ 乙型JVの共同企業体の代表者が電気工事業、管工事業について特定建設業の許可を有している場合、代表者は責任企業又は構成員となることができる。

④ 出資比率

- ア 甲型JVの共同企業体の出資比率は、それぞれ均等割りの60%以上（ $1/n \times 60\%$ 、 n は構成員数）でなければならないものとし、出資比率の合計が100%となること。
- イ 乙型JVの共同企業体の出資比率は、入札金額に対して、構成員が分担する工事に対する予定の金額（以下「分担工事費」という。）を算出し、分担工事費を入札金額で除したものを出資比率とし、出資比率の合計が100%となること。

⑤ 年間平均完成工事高

甲型JV又は乙型JVの構成員の年間平均完成工事高の合計が、予定価格以上であること。

⑥ その他

自ら入札を行う者、又は行った者は（共同企業体の構成員になる場合を含む。）、他の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

2 入札参加希望者の資格要件

(1) 甲型JVの資格認定に関する要件

入札参加希望者は、入札に参加しようとする時点において、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱第10条による令和7・8年度竹原市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者とし、次の要件を満たしていなければならないものとする。

① 第1構成員（代表者）の資格要件

- ア 広島県内に主たる営業所（本店）を有すること。
- イ 資格等級は、Aとする。
- ウ 年間平均完成工事高が、6億円以上であること。
- エ 特定建設業許可を有すること。
- オ 施工実績

平成22年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した学校又は同種・同類とする建築物（別表1による）の建築工事で、次のいずれかについて元請として受注した実績を有すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造の建築物に係る公共工事（国、地方自治体又はこれに準ずる者が発注者である工事。以下同じ。）に限る。

- i 延床面積3,000㎡以上の新築工事
- ii 改修部分の床面積が3,000㎡以上の大規模改修工事を建築一式工事で受注し、請負金額が3億円以上の工事（共同企業体で受注した場合の請負金額は、請負金額を出資比率で乗じた金額とする。）

② 第2構成員の資格要件

- ア 広島県内に主たる営業所（本店）を有すること。
- イ 資格等級は、Aとする。
- ウ 年間平均完成工事高が、3億円以上であること。ただし、竹原市内に主たる営業所（本店）を有する者は、問わない。

エ 特定建設業許可を有すること。

オ 施工実績

平成２２年４月１日以降において、完成、引渡しが完了した建築一式工事（公共工事に限る。）を元請けとして受注した実績を有すること。

③ 第３構成員の資格要件

ア 竹原市内に主たる営業所（本店）を有すること。

イ 資格等級は、問わない。

ウ 資格者名簿に記載の総合評点値は、問わない。

エ 年間平均完成工事高は、問わない。

オ 特定建設業許可又は一般建設業許可を有すること。

カ 施工実績は、平成２２年４月１日以降において、竹原市発注工事の受注実績を有すること。

(2) 乙型 J V の資格認定に関する要件

入札参加希望者は、入札に参加しようとする時点において、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱第１０条による資格者名簿に登録されている者とし、次の要件を満たしていなければならないものとする。

また、構成員は、建築一式工事、電気及び管の認定を受けた者で構成されるものとし、構成員の内、建築一式工事、電気及び管の各業種について、２以上の構成員が特定建設業許可を有する者で構成されること。（別表２参照）

①－１ 第１構成員（代表者）の資格要件

ア ２(1)①アによる。

イ 建築一式工事かつ電気又は管の認定を受けていること

ウ ２(1)①イによる。

エ ２(1)①ウによる。

オ ２(1)①エによる。

カ 施工実績

２(1)①オによる。

①－２ 第２構成員（建築一式工事）の資格要件

ア ２(1)②アによる。

イ ２(1)②イによる。

ウ ２(1)②ウによる。

エ ２(1)②エによる。

オ 施工実績

２(1)②オによる。ただし、竹原市内に主たる営業所（本店）を有する者については、竹原市発注工事の受注実績を有すること。

② 第３構成員（電気）の資格要件

ア 広島県内に主たる営業所（本店）を有すること。

イ 電気工事の資格等級は、Ａとする。

ウ 年間平均完成工事高が、１億３千万円以上であること。

エ 特定建設業許可を有すること。

オ 施工実績

i 責任企業

㊦ 施工実績

平成22年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した請負金額が1億3千万円以上の電気設備工事（公共工事に限る。）を元請として受注した実績を有することとし、共同企業体で受注した場合の請負金額は、請負金額を出資比率で乗じた金額とする。

ii 構成員

㊦ 施工実績

電気設備工事（公共工事に限る。）を元請として受注した実績を有すること。

③ 第4構成員（管）の資格要件

ア 広島県内に主たる営業所（本店）を有すること。

イ 管工事の資格等級は、Aとする。

ウ 年間平均完成工事高が、1億1千万円以上であること。

エ 特定建設業許可を有すること。

オ 施工実績

i 責任企業

㊦ 施工実績

平成22年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した請負金額が1億1千万円以上の機械設備工事（給排水・衛生・空調設備のいずれかを含む工事とし、公共工事に限る。）を元請として受注した実績を有することとし、共同企業体で受注した場合の請負金額は、請負金額を出資比率で乗じた金額とする。

ii 構成員

㊦ 機械設備工事（給排水・衛生・空調設備のいずれかを含む工事とし、公共工事に限る。以下同じ。）を元請として受注した実績を有すること。

④ 第5構成員の資格要件

ア 竹原市内に主たる営業所（本店）を有すること。

イ 資格等級は、問わない。

ウ 認定業種は、建築一式工事、電気及び管のいずれかとする。

エ 資格者名簿に記載の総合評点値は、問わない。

オ 年間平均完成工事高は、問わない。

カ 特定建設業許可又は一般建設業許可を有すること。

キ 施工実績は、平成22年4月1日以降において、建築一式工事、電気、管のいずれか竹原市発注工事の受注実績を有すること。

3 配置予定技術者の要件及び実績・経験

(1) 甲型J Vの技術者

① 代表者の要件

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者で、2(1)①オの要件を満

たす工事（平成22年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した工事に限る。）について、監理技術者として従事した実績を有する者を監理技術者として配置すること。

イ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

② 構成員の要件

配置する技術者は、つぎのいずれかの要件を満たすこと。

ア 建設業の許可区分が特定建設業の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者で、監理技術者として建築一式工事（公共工事に限る。）に従事した実績を有すること。

イ 建設業の許可区分が一般建設業の場合又は2(1)③の第3構成員として参加する者が特定建設業を有する場合は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として建築一式工事（公共工事に限る。）に従事した実績を有すること。

(2) 乙型 J V の技術者

① 建築一式工事

ア 共同企業体の代表者の要件

3(1)①による。

イ 構成員の要件

3(1)②による。

② 電気

ア 責任企業の要件

i 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者で、2(2)②オに該当する工事について監理技術者として従事した実績を有する者を監理技術者として配置すること。

ii 1級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

イ 構成員の要件

配置する技術者は、つぎのいずれかの要件を満たすこと。

i 建設業の許可区分が特定建設業の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者で、監理技術者として電気設備工事（公共工事に限る。）に従事した実績を有し、かつ1級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

ii 建設業の許可区分が一般建設業の場合は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として電気設備工事（公共工事に限る。）に従事した実績を有し、1級又は2級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

③ 管

ア 責任企業の要件

i 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者で、2(2)③オに該当する工事について監理技術者として従事した実績を有する者を監理技術者として配置すること。

ii 1級管工事施工管理技士の資格を有すること。

イ 構成員の要件

配置する技術者は、つぎのいずれかの要件を満たすこと。

i 建設業の許可区分が特定建設業の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

を保有している者で、監理技術者として機械設備工事従事した実績を有し、かつ1級管工事施工管理技士の資格を有すること。

ii 建設業の許可区分が一般建設業の場合は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として機械設備工事に従事した実績を有し、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有すること。

4 その他一般的な要件

(1) 入札参加希望者は、入札公告の日から落札者決定までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

② 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと

③ 竹原市建設業者等指名除外要綱（平成29年告示第26号）に基づく指名停止を受けていないこと

④ 竹原市税（竹原市へ納税義務のある者に限る。）、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

(2) 乙型JVの共同企業体で落札候補者となった者は、資格要件確認書類として、別に指定するJV構成表を提出するものとする。

別表 1

「**学校**の同種・同類とする建築物」（※平成21年国土交通省告示第15号の別添二 参照）

学校の同種・同類とする建築物は、建築物の類型「**七 教育施設**」を除く建築物及び「**四 業務施設**」、「**八 専門的教育・研究施設**」、「**十 医療施設**」、「**十一 福祉・厚生施設**」、「**十二 文化・交流・公益施設**」に掲げる建築物とする。

建築物の類型	建築物の用途型	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するもの)、 研究所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、 図書館、研修所、警察署、消防署等

別表 2 (4者JVの例)

業種(特定) 構成員	建築一式工事	電気	管
構成員A(代表者)	○(責任企業)	○	
構成員B	○		○(責任企業)
構成員C		○(責任企業)	○
構成員D			

例示ですので、この構成に捉われないでください。